髙和果公報

発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一丁目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

ページ

目 次

規則

- ◎高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則
- ◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を 改正する規則
- ◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

訓

◎高知県当直規程の一部を改正する訓令

規則

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第10号

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例 (平成28年高知県条例第5号。以下「条例」という。)の規定 に基づき、行政不服審査法施行令(平成27年政令第91号。以下 「政令」という。)に定めるもののほか、条例の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

(交付の求めに係る書面)

- 第2条 政令第10条(政令第23条において読み替えて準用する場合を含む。)の書面は、別記第1号様式によるものとする。 (手数料の減免の申請)
- 第3条 条例第3条の規定に基づき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員若しくは審査庁又は高知県行政不服審査会(以下「審理員等」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の書面には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11 条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面そ の他経済的困難その他特別な理由があることの事実を証明する 書面を添えなければならない。
- 3 前条の書面は、第1項の書面を兼ねることができる。 (交付の通知)
- 第4条 審理員等は、提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付をする際は、交付をする提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の種別、交付の方法、日時及び場所並びに交付に係る手数料の額及び納付の方法について書面で通知するものとする。

(手数料の納付の方法)

第5条 前条の通知を受けた者は、別記第2号様式による手数料 納付書に高知県収入証紙を貼付し、当該審理員等に提出しなけ ればならない。

(送付による交付に係る実費負担)

第6条 政令第14条第1項(政令第23条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付を送付により受けようとする者は、当該送付に要する費用として郵便料金を負担しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

_

中	別記 第1号様式(第2条関係) 年 月 日	第2号様式 (第5条関係) 年 月 日
号外第17号	様	様
Ψ	郵便番号 住所 氏名 電話番号	郵便番号 住所 氏名 電話番号
	交付請求書	手数料納付書
	行政不服審査法の規定に基づき、下記のとおり提出書類等の写し等又は提出資料の写し 等の交付を求めます。	下記のとおり提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付に係る手数料を納付します。
サ	記	
\Leftrightarrow	1 対象となる原処分	記
嗤		1 交付を受ける提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の種別及び枚数
好	2 写し等の交付を求める提出書類等又は提出資料	
恒		
		2 納付する金額 円
1日 (木曜日)	 3 交付の方法等(選択肢については、該当するものを○で囲んでください。) (1) 片面 ・ 両面 (2) 単色刷り ・ 多色刷り (3) 希望部数(部) (4) 来庁 ・ 郵送 4 手数料の減免の希望(選択肢については、該当するものを○で囲んでください。) 	高知県収入証紙貼り付け欄
平成28年3月31	4 手数料の減免の希望(選択肢については、該当するものを〇で囲んでくたさい。) (1) 有 ・ 無 (2) 減額 ・免除 (3) 減免を希望する理由() (4) 添付書類(注 送付に要する費用としての郵便料金については、別途お知らせします。

2

账

·····

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第11号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改 正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則(昭和24年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

1件につき1,190円 1件につき1,120円

を

1 件につき1,340円

1 件につき1,260円

に、「1,410円」を「1,560円」に、「1,040円」を「1,190円」に 改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第12号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成2年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

г .	ATAM I II WAMIN ATAM						
1	ロジックアナライザ	1台	1 時間につき1,290円				
Γ	シンクロスコープ	1台	1 時間につき1,260円				
	ファンクションジェネレータ	1台	1 時間につき1,320円	,			
Γ	マイクロハイスコープ	1台	1 時間につき880円	- 及び			
Γ	で	1台	1 時間につき1,950円] を削			
Ŋ.				1]			
1	動的粘弾性測定装置	1台	1 時間につき1,480円	を 			
Γ		I		1			
	動的粘弾性測定装置	1台	1 時間につき1,480円	に改			
	歪み測定装置	1台	1 時間につき1,020円				
め、	同表分析機器の項中			1]			
1	ダブルビーム分光光度計	1台	1時間につき1,110円	を削			
り、				']			
1	エネルギー分散型X線分析装置	1台	1時間につき5,640円	→ .			
	ガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき7,030円	<u>を</u>			
Γ				,			

硬さ分布試験

1 試料

1項目につき3,920円

1時間につき4,070円

1時間につき1,480円

1時間につき1,730円

1時間につき4,840円

1時間につき600円

1時間につき600円

24時間につき5,040円

1時間につき1,490円

1時間につき2,560円

に改

及び

を削

を

に改め

1		l	1
曲げ試験	簡易なもの	1 試料	1項目につき840円
	万能材料試験機によるもの	1試料	1項目につき2,140円
	精密万能材料 試験機による もの	1試料	1 項目につき4,780円 (1試料につき1項目増 すごと又は1項目につき 1試料増すごとに880円 を加算する。)
引張試験		1試料	1 項目につき4,780円 (1試料につき1項目増 すごと又は1項目につき 1 試料増すごとに880円 を加算する。)
圧縮試験		1試料	1 項目につき4,780円 (1試料につき1項目増 すごと又は1項目につき 1 試料増すごとに880円 を加算する。)

を 「					
	材料試験	引張試験	万能試験機に よるもの	1 試料	1項目につき2,140円
			精密万能材料 試験機による もの	1試料	1 項目につき4,780円 (1試料につき1項目増 すごと又は1項目につき 1 試料増すごとに880円 を加算する。)
		圧縮試験	万能試験機に よるもの	1 試料	1項目につき2,140円
			精密万能材料 試験機による もの	1試料	1 項目につき4,780円 (1試料につき1項目増 すごと又は1項目につき 1 試料増すごとに880円 を加算する。)
		曲げ試験	簡易なもの	1 試料	1項目につき840円

女

恒

		万能試験機によるもの	1 試料	1項目につき2,140円	
		精密万能材料 試験機による もの	1 試料	1 項目につき4,780円 (1試料につき1項目増 すごと又は1項目につき 1 試料増すごとに880円 を加算する。)	
	衝擊試験		1試料	1項目につき2,140円	
	硬さ試験		1 試料	1項目につき2,140円	
	硬さ分布試験	ф	1試料	1項目につき3,920円	

に、「1箇所につき7,400円 (1箇所増すごとに1,530円を加算する。)」を「1箇所につき5,460円 (1箇所増すごとに1,670円を加算する。)」に改め、同表前処理手数料の項中「650円」を「900円」に、「1,430円」を「1,820円」に、「3,610円」を「4,510円」に改める。別記第7号様式中

成績報告書又は証明書の交付希望の有無

有(英語表記によるもの(必要 ・ 不要)) ・ 無

な

成績報告書又は証明書 の交付希望の有無

有 · 無

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に 関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例によ る。
- 3 この規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県規則第13号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県知事 尾﨑 正直

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年高知県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1抄紙加工機の項中

スーパーキャレンダー	1台	1 時間につき1,320円
超音波アトマイザー	1台	1 時間につき900円

を

1	超音波アトマイザー	1台	1 時間につき900円
	サンプルローラーカード機	1台	1 時間につき690円
	スリッター	1台	1 時間につき1, 160円

に改める。

別表第2物理化学試験の項中

赤外線サーモグラフィによる熱画像測定試験	1件	1,360円
----------------------	----	--------

を

赤外線サーモグラフィによる熱画像測定試験	1 件	1,360円
水解性評価試験	1 試料	4,680円

に改め、同表原料処理試験の項中

	オゾン水実験装置による処理試験	1件	4,750円
--	-----------------	----	--------

2

オゾン水実験装置による処理試験	1 件	4,750円
セルロースナノファイバー製造装置による処 理試験	1件	15, 280円

に改め、同表加工試験の項中

スーパーキャレンダーによる処理試験	1時間	2,560円
-------------------	-----	--------

を削り、

1 時間 テーブルコーターによる加工試験 7,230円

テーブルコーターによる加工試験	1 時間	7, 230円
スリッターによる加工試験	1時間	6,880円

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管 理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例に よる。

高知県訓令第2号

各出先機関

高知県当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県当直規程の一部を改正する訓令

高知県当直規程(昭和39年5月高知県訓令第18号)の一部を次 のように改正する。

第2条中「に定める県の」を「に規定する」に改める。

第3条第2項中「別に」を削る。

第4条第1項中「次の各号に該当する」を「次に掲げる」に改 め、同条第2項ただし書中「必要であると」を「必要があると」 に改める。

第5条第2項ただし書中「別表第1第6号及び第7号に該当す る」を「別表第1第6号又は第7号に掲げる事業に係る」に改め

第6条第1項中「同条同項ただし書きの規定に該当する出先機 関にあっては」を「同項ただし書の出先機関であって」に改め

第8条第1号中「第9条の2第1項及び第3項」を「第9条の 2 第 1 項 (同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含 む。) 」に改める。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号ア中 「すみやかに名あて人」を「速やかに名宛人」に改め、同号イ中 「異議の申立て、入札及び許認可、」を「不服申立て、入札、許 認可」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第11条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「第 3条」を「第3条各号」に、「引き継ぎが終るまで」を「引継ぎ が終わるまで」に改め、同条第4号中「整理整とんし」を「整理 整頓し」に改める。

第12条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「高 知県当直規程」を「この規程」に改め、同条第8号中「必要と」 を「必要があると」に改める。

第13条中「この規程」を「この規程の規定」に改める。

第14条中「別に」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

(その1)

第 号 年 月 日

高知県知事

糕

(出先機関の長名)

当直勤務 (実施) 申請書

当直勤務の区分	日直	•	宿直	宿泊設備	前の有無	有	ī • :	!!!	職員総(人)	診数	男	女	計
当直勤務に従事	日直	男	女	計	1回の		日直			勤利	奔		
する職員数	宿直	男	女	計	(人)	直人員 宿直				場所			
当直勤務時間の 特例					当直勤務を免除 する職員						į		
職員が6人以下 の出先機関で当 直勤務を実施す る特別な理由					監視又に な勤務に る職員に 務を命っ	こ役	É事す 首直勤						
長が定める当直 業務の概要、当 直員の服務心得 等					臨時に当増員する								
備考													
許可行政官庁名					許可な					年第	,	Ħ	日号

- 備考 1 この申請書は、常時当直勤務を実施しようとする出先機関については、2部提出する。
 - 2 「当直勤務に従事する職員数」欄及び「1回の当直人員」欄は、常時勤務に服する職員数を記入し、特別な事由のある場合の当直勤務に従事する職員又は臨時に増員する場合の職員を除く。
 - 3 「備考」欄は、同一庁舎の当直勤務を2以上の出先機関の職員が行う場合に関係出先機関名を列記する。
 - 4 「許可年月日及び許可番号」欄は、既に行政官庁の許可を受けている出先機関 を除き、承認を受けようとする際は記入を要しない。
 - 5 2以上の場所に当直員を配置しようとする出先機関で、当直に従事する職員を 区分しているときは、それぞれについてこの申請書を作成する。

(その2)

第 号年 月 日

高知県知事

様

(出先機関の長名)

当直勤務 (臨時) 申請書

職員総数(人)	男	女	計	当直勤を事する。	ことが	男	女	計	宿泊 設備 無	有	· 無
臨時に当直勤務 を行う場合	日直				1回の 直 人		直		勤務		
を11 フ場百	宿直				(予定 (人))	直		場所		
当直勤務時間の 特例						•	'		•		
臨時に当直員を 置く期間又は年 間延べ日数											
長が定める当直 業務の概要、当 直員の服務心 得、当直勤務の 免除者等											
許可行政官庁名						年月日 可番号			年第	月	日号

- 備考 1 この申請書は、特別な事情により臨時に当直勤務を実施しようとする出先機関 については、2部提出する。
 - 2 「臨時に当直員を置く期間又は年間延べ日数」欄は、予定期間又は推定日数を 記入する。
 - 3 「許可年月日及び許可番号」欄は、承認を受けようとする際は記入を要しない。

 $\langle 4$

(その3)

 第
 号

 年
 月

 日

高知県知事

栓

(出先機関の長名)

当直勤務 (不実施) 申請書

職員総数(人)	男	女	計	当直勤務に従 事することが できる職員数 (人)	男	女	計	宿泊 設備 の無	有	•	無
当直勤務実施の 基準に該当しな い理由											

備考 この申請書は、高知県当直規程第4条第1項各号の規定に該当すると認められる出 先機関については、2部提出する。

第2号様式(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

(出先機関の長名) 回

継続的な宿直又は日直勤務許可申請書

Ę	事業の種類	事業の	0名称	事業所の所在地				
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始 及び終了の時刻	一定期間における1人の宿直回 数	1回の宿直手当			
	就寝設備							
	勤務の態様							
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始 及び終了の時刻	一定期間におけ る1人の日直回 数	1回の日直手当			
	勤務の態様							

恒

報

第3号様式(第10条関係)

事務連絡簿

どこの どなた 電話番号() から 回答 要・不要 用件 ・ 不要	10	年	月	日	午前	•	午後	時	分	来訪	•	電話
	どこの		どなた	電	話番号	()	から	回答	要	•	不要
宛先 様 確認印 当直員氏名	用件											
	宛先		7	様	確認印			当直員印				

第4号様式(第10条関係)

郵便物等収受簿

日付	郵便物等の区分	宛先	発信人	受領印

恒

第5号様式(第10条関係)

当直勤務票

			→ P	L 30/1/1775						
		当直勤	務報告							
所	長	日付	(曜日)	当直区分	当直員	当直員	所長確 認印	当直員 氏名印		
勤務の概要	業務処理の状況									
	警備取締りの状況									
		1	当直勤務命令							
所	長	日付	(曜日)	当直区分	当直員	当直員	所長確 認印	当直員氏名印		
	1									
勤務の概要	業務処理の状況									
	警備取締りの状況									

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令による改正前の高知県当直規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県当直規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。